

ちば自民党政治学院で講演
「激変する国際情勢の中で」

たかゆき

小林鷹之 からの手紙

台風15号による 被害への対応について

絆を力に。2019年 Vol.46 「討議資料」
衆議院議員

自民党千葉二区支部小林鷹之事務所発行
(千葉市花見川区・習志野市・八千代市)



kobayashi-takayuki.jp
 twitter.com/kobahawk
 www.facebook.com/hawk.kobayashi



台風15号による被害について要望(上:安倍総理大臣 下:二階幹事長)



- ①自民党農林部会で台風15号による農業用ハウス被害への支援について発言
②第11回小林鷹之東京後援会「飛鷹会」朝食勉強会。
講師は島田慎二(株)千葉ジェッツふなばし代表取締役会長



小林鷹之 Profile 東京大学法学部卒業。ハーバード大学行政大学院修了。財務省課長補佐、外交官を経て現在衆議院議員3期目。元防衛大臣政務官。

会費無料

後援会に入会しませんか

ホームページからもお申し込みできます!

→ ご支援をお願い致します SUPPORT

▶ 後援会入会のお申し込み ▶ 献

- 各種行事のご案内
- 定期的に、ファックスマガジン、メールマガジンを配信

お問合せは、下記地元事務所までお願いします。

地元事務所 〒276-0033 千葉県八千代市八千代台南1-3-5 YYビル1階
TEL 047-409-5842 FAX 047-409-5843
国会事務所 〒100-8981 東京都千代田区永田町2-2-1 衆議院第一議員会館417号室
TEL 03-3508-7617 FAX 03-3508-3997

④

交同級生

第36回 伊吹文明政経セミナー

③

講演・広報

⑤

外交

③伊吹元衆議院議長のセミナーで講演。「令和の時代の政治を担う覚悟」④文藝春秋9月号の「同級生交歓」⑤第7回アフリカ開発会議でザンビアの首脳と会談

⑥

⑥服部八千代市長と市政について意見交換
⑦⑧週末は地元行事の合間に、国政報告会、街頭演説、地元企業の工場見学

地元活動

⑦

⑧

⑨

台風15号による 被害への対応について

千葉県を含め11都県に被害を及ぼした台風15号と台風19号。お亡くなりになられた方のご冥福をお祈り申し上げると共に、被災者の皆様に心よりお見舞い申し上げます。

特に台風15号では、停電、断水、通信途絶、家屋の損傷、農林水産業や中小企業・小規模事業者等、千葉県に甚大な被害をもたらしました。復旧にご尽力された多くの関係者の皆様に感謝申し上げますと共に、復旧・再建に向けて政府・与党一丸となつて支援を継続していかねばなりません。

既に政府は、9月9日に災害救助法の適用、10月11日に激甚災害の指定、同15日に被災者生活再建支援法を適用しました。

今回の手紙では、台風15号に対する国・県・各市町の初動対応を含め、発災後約2週間の自らの行動を振り返り、今後の災害対応のあり方について記します。

【発災後の活動概要】

9日未明、台風15号襲来。10日までに私の地元（特に花見川区）を回り、被災状況を確認。また、支援者や自治会長等に電話で被害状況を確認すると共に、地元の市長等と情報交換をし、できる限りの対応をとりました。

停電および通信途絶については、千葉市の熊谷市長と連絡をとりながら、医療・福祉施設や避難所等への電源車の配車、車載式携帯電話基地局の配備を含め千葉市との連携をとるよう経産省・総務省に、そして東京電力にはホームページに掲載された停電エリアの正確な表示を依頼しました。

また、給水車が作業後に派遣元自治体まで戻って水を補給し

なければならぬと聞き、近場での補給を認めるなど、効率的な運用を厚労省に要請しました。

被災家屋の雨対策であるブルーシートの展開については、ご高齢の方が屋根に上つて滑落する事故が続発する中で、宮本習志野市長からの助言もあり、政府に消防隊員による支援を進言し、消防庁から通達を発出しもらいました。

なお、特に被害の大きかった農業用ハウスや家屋に対する支援策は次の通りです。

【農業用ハウスの被害対応】

被災した農業用ハウスの廃棄については、激甚災害指定を踏まえ、環境省の「災害等廃棄物処理事業費補助金」を利用することにより個人負担はゼロに、再建（ハウスの復旧、補強）については農水省の補助措置を利用することにより、農家の方々にとつて最も負担の少ない形で再建できることになりました。耐候性ハウスについてもリース方式等を利用した導入の支援もあります。補助事業を申請する際には、被災状況を証明するための写真撮影をお願いします。

また、県内で不足するハウスの撤去と再建のための業者について早急な手配を求め、農水省が県外の業者リストを作成し、県や農協に配布して頂きました。

【屋根等の被害対応】

なお、屋根等の被害認定に関しては、台風直後の降雨被害等に鑑み、基準を緩和して頂くことになりました。

屋根等住宅の応急修理等費用については、全壊、大規模半壊、半壊に加えて、一部損壊（ただし損害割合が10%以上）も対象に含まれることになりました。補助金額としては、全壊が300

万円、大規模半壊・補修が150万円、応急修理で59.5万円以内、半壊が応急修理で59.5万円以内、今回追加された一部損壊が30万円以内となります。

今回の一連の対応を踏まえ、今後の災害対応について必要と考える主な点は次の通りです。

①発災直後にヘリやドローン等を活用した上空からの情報と、現場に展開する自衛隊や自治体職員が収集する地上情報を一元的に集約・共有することによる、全体の被害状況の迅速な把握。

②県の災害対策本部に、各自治体からの情報を迅速に集め、国や各組織への的確な要請ができる機能的な本部の構築。

③被災地の首長や職員は現場対応で余裕がないことを前提に、国や県が被災自治体に職員（リエゾン）を速やかに派遣することを徹底。現行制度には「要請」を前提とするものが多い中、「〇〇という支援制度があるが、あなたの自治体には必要か？」という制度面でのプッシュ型支援が必要。

④既述の消防職員によるブルーシート展開等の支援のように、各省市において、たとえ本業ではなくとも、対応可能な事を主体的に幅広く捉える習慣を培うこと。

国民の皆さまの命を守ることが政治に課される最大の使命であることを認識し、災害に強い国の構築を目指し、尽力してまいります。

令和元年十一月吉日

小林鷹之